株主各位

東京都港区新橋六丁目19番13号 株式会社 **DTS** 代表取締役社長 西田 公一

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席く ださいますようご通知申しあげます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます**ので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成23年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご返送ください。

なお、各議案に対し賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権行使専用ウェブサイト (http://www.web54.net) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に表示された「議決権行使コード」と「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成23年6月23日 (木曜日) 午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使 された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬具

記

- 1. **日 時** 平成23年6月24日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区新橋六丁目19番13号 株式会社DTS 本社本館9階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第39期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第39期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 役員賞与支給の件

第5号議案 当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方 針承認の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議 決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

⁽お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

⁽お知らせ) 株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合は、 当社ウェブサイト (http://www.dts.co.jp/) において、修正後の事 項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使についてのご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (http://www.web54.net) をご利用いただくことによってのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申しあげます。

1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降
 - ② Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™] Ver. 4.0 以降または、Adobe[®] Reader[®] Ver. 6.0以降(画面上で参考書類等をご覧になる場合)
- ※Microsoft®およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。
 - (3) 会社などからインターネットにアクセスされる場合、ファイアーウォール などの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますの で、システム管理者の方にご確認ください。
 - (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能(ポップアップブロック機能等)をご利用されている場合は、解除(または一時解除)のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成23年6月23日(木曜日)の午後5時までにご行使ください。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、議決権を行使なさる方が株主様ご本人であることを確認する手段です。お届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。 パスワードの再発行を希望なさる場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、 下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (65) 2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く 午前9時~午後9時)

以上

事 業 報 告

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は、海外経済の回復に伴う輸出の増加や生産の持ち直しなどによる企業収益の改善により緩やかに回復し、後半は、個人消費に一部駆け込み需要の反動がみられるなど回復に一服感が見られたものの、輸出や生産の持ち直しに伴い緩やかな回復基調にありました。しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響により生産活動が低下するなど、先行きは不透明感を増しております。

当社グループが属する情報サービス産業においても、企業収益の改善に伴い需要は持ち直しつつあるものの、顧客企業における情報化投資に対するコストパフォーマンスの要求水準はさらに高まり、情報サービス産業各社は利益確保のための生産性の向上やプロジェクト管理の強化などについて、一層の努力が必要となるとともに、多様化する顧客ニーズへの対応力が求められております。

このような状況下にあって当社グループは、平成22年4月にスタートした3カ年中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイダー」の初年度として、最適な事業ポートフォリオの構築に向け、企画型営業の強化やマーケットイン型のソリューション提供などの新たな取り組みを推進するとともに、プロジェクトマネジメント強化などの「SI力の強化」施策、グループ会社各社のコア事業での連携強化などの「グループ総合力の強化」施策、他社との協業の推進などの「アライアンスの積極化」施策、経営基盤を支える社内情報システムの刷新などの「経営インフラの強化」施策など、企業価値を高める施策を積極的に推進しております。

具体的には、製販一体型の組織改革によりサービス品質や顧客満足度の向上を図るとともに、プロジェクト管理強化による品質および生産性向上への取り組みを推進し、システム開発における国際標準CMMI(注1)レベル4を達成いたしました。また、BIツール(注2)「データスタジオ@WEB」のアライアンス展開やクラウド型ワンストップサービス「ハウジングソリューションシステム(注3)」など、新規事業創出の取り組みも進めております。

また、お客様をはじめ、社会の信頼と期待に応えていくため、コンプライアンス体制、環境対策および情報セキュリティ対策の強化などについて、中長期的な企業価値向上につながるとの認識のもと、不断の努力をしております。

- (注1) CMMI (Capability Maturity Model Integration):システム開発の能力を5 段階で示した成熟度モデルのことで、国際標準モデルとして普及している。
- (注2) BIツール (ビジネス・インテリジェンス・ツール):経営分析や生産性向上などのために、企業内に蓄積したデータを集約、分析、整理するツール。
- (注3) 「ハウジングソリューションシステム」:「Walk in home」を核とした、仮想空間バーチャル展示場や住宅履歴管理システムなど、家づくり全般をサポートするクラウドサービス。

以上の結果、当連結会計年度の連結経営成績は次のとおりであります。

(単位:百万円)

					連結	対前年同期 増 減 率	個 別 (参考)	対前年同期 増 減 率
売		上		遍	58, 503	11.4%	35, 406	4.3%
営	業		利	益	2, 296	96.2%	1,677	80.5%
経	常		利	益	2, 488	82.3%	1, 861	57.2%
当	期	純	利	益	1, 124	304.2%	921	34.8%

<売上高の内訳>

(単位:百万円)

		連結	対前年同期 増 減 率	個 別 (参考)	対前年同期 増 減 率
唐	シ ス テ ム エンジニアリングサービス	36, 130	4.3%	24, 913	8.9%
情報サ	オ ペ レ ー シ ョ ン エンジニアリングサービス	12, 723	11.3%	10, 067	△4.0%
ービス	プロダクトサービス・ そ の 他	5, 085	254. 2%	425	△25. 9%
•	小計	53, 938	13.6%	35, 406	4.3%
人材サ	人材派遣・その他	4, 564	△8.8%	_	_
シービス	小計	4, 564	△8.8%	_	_
	合 計	58, 503	11.4%	35, 406	4.3%

売上高は585億3百万円(前連結会計年度比11.4%増)となりました。これは、金融業向け大型開発案件の拡大や新たに連結対象となった子会社の売上高の寄与などにより、主力の情報サービス事業が好調に推移したことによるものであります。

売上原価は504億81百万円(前連結会計年度比10.3%増)となり、売上総利益は80億22百万円(前連結会計年度比19.1%増)となりました。売上総利益の増加は、主に売上高の増加およびプロジェクト管理強化による不採算案件の減少やリソースの適正配置による稼働率の向上によるものであります。

販売費及び一般管理費は、新たに連結対象となった子会社の影響により前年同期と比べて増加いたしましたが、経費の効率的活用の推進やのれん償却額の減少により、売上高に対する販売費及び一般管理費の割合は減少いたしました。

この結果、営業利益は22億96百万円(前連結会計年度比96.2%増)、経常利益は24億88百万円(前連結会計年度比82.3%増)となりました。当期純利益は11億24百万円(前連結会計年度比304.2%増)となりました。

各事業における営業概況は次のとおりであります。

情報サービス事業

[システムエンジニアリングサービス]

金融業向けのサービスでは複数の大型開発案件が順調に推移し、加えて、 運輸通信業向けのサービスが好調に推移したことにより、売上高は増加いた しました。

[オペレーションエンジニアリングサービス]

新規運用案件の獲得や新たに連結対象となった子会社の寄与により、売上 高は増加いたしました。

「プロダクトサービス・その他]

新たに連結対象となった子会社の寄与によりクラウド関連でのビジネスが 拡大し、売上高は増加いたしました。

人材サービス事業

「人材派遣・その他】

顧客の内製化による長期契約案件の終了などの影響により、売上高は減少いたしました。なお、この事業はデータリンクス株式会社にて行っております。

品目別連結売上高の推移

	区分	第38期 (自 平成21年4) 至 平成22年3)	月1日 \	第39期(当期) (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	
情	システムエンジニアリングサービス	34, 630, 456	66, 0	36, 130, 054	61.8	
報サ	オペレーションエンジニアリングサービス	11, 432, 671	21.8	12, 723, 438	21. 7	
ピ	プロダクトサービス・その他	1, 435, 849	2. 7	5, 085, 507	8.7	
ス	小計	47, 498, 978	90. 5	53, 938, 999	92. 2	
人材サ	人材派遣・その他	5, 004, 397	9. 5	4, 564, 793	7.8	
ービス	小計	5, 004, 397	9.5	4, 564, 793	7.8	
	合 計	52, 503, 375	100.0	58, 503, 793	100.0	

(注) 前連結会計年度までは事業の種類別セグメントの業績を、「情報サービス」および「その他」に区分して記載しておりましたが、当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の適用により、「情報サービス」および「人材サービス」に区分して記載しております。

(参考)

品目別連結売上高の推移(第38期以前)

	区	区		分	第 36 期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第 37 期 (自平成20年4月1日) 至平成21年3月31日)		第 38 (自 平成21年4) 至 平成22年3)	
					金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
情報サ	システムコ	ロンジ	ニアリング	サービス	44, 121, 693	71.4	40, 786, 539	68. 0	34, 630, 456	66.0
	オペレーシ	ョンエン	/ジニアリンク	ブサービス	11, 957, 081	19. 3	12, 713, 659	21. 2	11, 432, 671	21.8
ビス	小			計	56, 078, 774	90. 7	53, 500, 199	89. 2	46, 063, 128	87. 8
	プロタ	・ク	トサー	ビス	958, 643	1.6	1, 117, 098	1.9	1, 422, 332	2. 7
その	人	材	派	遣	4, 752, 992	7. 7	5, 359, 036	8. 9	5, 004, 397	9. 5
他	教			育	10, 768	0.0	19, 388	0.0	13, 517	0.0
	小			計	5, 722, 404	9. 3	6, 495, 523	10.8	6, 440, 246	12. 2
	合		計		61, 801, 178	100.0	59, 995, 722	100.0	52, 503, 375	100.0

品目別個別売上高の推移

		区	分	第38其 (自 平成21年4, 至 平成22年3	月1日 \	第39期(当期) (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
				金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	
1	青殿サ	システムエン	ジニアリングサービス	22, 880, 259	67. 4	24, 913, 080	70. 4	
	1	オペレーション	エンジニアリングサービス	10, 485, 407	30. 9	10, 067, 703	28. 4	
	ビス	プロダクト	・サービス・その他	573, 767	1. 7	425, 414	1. 2	
		合	計	33, 939, 435	100.0	35, 406, 198	100.0	

(注) 前事業年度までは事業の種類別セグメントの業績を、「情報サービス」および「その他」に区分して記載しておりましたが、当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の適用により、「情報サービス」および「人材サービス」に区分して記載しております。

(参考)

品目別個別売上高の推移(第38期以前)

	区	分	第 36 期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第 37 (自平成20年4月 至平成21年3月		第 38 期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
			金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	
情報サ	システムエンジ	ニアリングサービス	28, 972, 629	70. 9	25, 342, 470	66. 1	22, 880, 259	67. 4	
]	オペレーションエン	ノジニアリングサービス	11, 014, 031	27. 0	11, 998, 919	31. 3	10, 485, 407	30. 9	
ビス	小	計	39, 986, 660	97. 9	37, 341, 390	97. 4	33, 365, 667	98. 3	
その他	プロダク	トサービス	852, 613	2. 1	997, 990	2. 6	573, 767	1. 7	
	合	計	40, 839, 274	100.0	38, 339, 380	100.0	33, 939, 435	100. 0	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、8億49百万円であります。

その主なものは、当社のサービス提供目的の自社利用ソフトウェア(年金管理システム)の追加取得3億29百万円、ならびに市場販売目的のソフトウェア(ハウジングソリューションシステム)のバージョンアップ費用1億47百万円および新製品開発44百万円のほか、当社グループ各社の事務機器およびネットワーク機器の増設等であります。

なお、事業の種類ごとに記載することは困難であるため記載を省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報サービス産業において、受託型のシステム開発・運用など市場拡大期における従来型の事業形態は変革期を迎えており、今後はクラウドコンピューティング・仮想化などの新たな技術を活用したサービス提供型の事業形態が成長すると見込まれております。

当社グループは、このような業界環境の変化を好機と捉え、最適な事業ポートフォリオの構築に向け、企画型の営業強化やマーケットイン型のソリューション提供などの施策に取り組みます。当社グループが付加価値の高いサービスを効率的に提供できる「バリュー・ソリューション・プロバイダー」となることにより、お客様と相互にメリットを享受できる関係を構築し、自律して成長する会社を目指してまいります。

具体的には、既存事業の変革や新規事業の創出により、事業ポートフォリオの最適化を図ります。また、根幹のSI事業においては、コンサルティングからアウトソーシングまでの一貫サービスのさらなる拡大、プロジェクトマ

ネジメントの一層の強化、オフショア開発の増強などにより、サービスレベル向上と収益性確保の両立を図ります。さらには、製販一体型組織への改組による企画・営業力の強化や、他社との戦略的な連携強化の推進、グループ総合力のさらなる強化などにより新規事業を創出します。なお、人材マネジメントの徹底やコーポレートガバナンス・CSRの向上など、当社グループを支える経営インフラの強化にも継続的に取り組んでまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:千円)

	区	分		第 36 期 (自 平成19年4月1日) 至 平成20年3月31日)	第 37 期 (自 平成20年4月1日) 至 平成21年3月31日)	第 38 期 (自 平成21年4月1日) 至 平成22年3月31日)	第39期(当期) (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
売		上	高	61, 801, 178	59, 995, 722	52, 503, 375	58, 503, 793
経	常	利	益	5, 634, 321	3, 587, 855	1, 364, 711	2, 488, 218
当	期	純 利	益	2, 941, 382	1, 513, 766	278, 278	1, 124, 682
純	資	産	額	30, 906, 454	30, 965, 726	30, 568, 808	30, 932, 297
総	資	産	額	43, 033, 619	40, 515, 946	41, 271, 027	41, 447, 721
1 构	ま当た	り純資	産額	円 銭 1,216 52	円 銭 1,253 58	円 銭 1,229 02	円 銭 1,240 49
1 株	当たり) 当期純	利益	円 銭 120 22	円 銭 62 02	円 銭 11 76	円 銭 47 30

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。
 - 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。
 - 3. 平成19年10月1日付けをもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。なお、平成20年3月期の1株当たり純資産額および1株当たり当期 純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位:千円)

	区	分		第 36 期 (自 平成19年4月1日) 至 平成20年3月31日)	第 37 期 (自 平成20年4月1日) 至 平成21年3月31日)	第 38 期 (自 平成21年4月1日) 至 平成22年3月31日)	第39期(当期) (自平成22年4月1日) 至平成23年3月31日)
売		上	高	40, 839, 274	38, 339, 380	33, 939, 435	35, 406, 198
経	常	利	益	4, 939, 630	2, 987, 752	1, 183, 808	1, 861, 239
当	期	純 利	益	2, 865, 958	1, 563, 008	683, 786	921, 569
純	資	産	額	29, 282, 513	29, 285, 691	29, 244, 394	29, 314, 798
総	資	産	額	35, 850, 968	34, 984, 971	33, 808, 584	34, 644, 047
1 杉	未当た	り純資	産額	円 銭 1,198 73	円 銭 1,237 56	円 銭 1,230 01	円 銭 1,232 99
1 树	ま当た!	り当期純	利益	円 銭 117 13	円 銭 64 03	円 銭 28 89	円 銭 38 76

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。
 - 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。
 - 3. 平成19年10月1日付けをもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。なお、平成20年3月期の1株当たり純資産額および1株当たり当期 純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

第36期(平成20年3月期)

売上高は、前期と比較して、18.9%増加し618億1百万円となりました。主力の情報サービス事業においては、金融業をはじめサービス業および製造業向けの売上高が好調に推移しているとともに、通信業向けの売上高も堅調に推移しております。加えて、新たに連結対象となった子会社の売上高の寄与もあり、前年同期と比べて大幅に増加いたしました。また、その他の事業についても堅調に推移しております。売上原価は501億5百万円(前年同期比18.5%増)となりました。売上単価の上昇およびグループ総合力強化施策によるシナジー効果の実現により、前連結会計年度

に比べ売上総利益率を0.3ポイント向上させることができた結果、売上総利益は116 億95百万円(前年同期比20.8%増)となりました。

販売費及び一般管理費については、3カ年中期総合計画「WINNING PLAN Second Stage "Reaching Higher!"」に基づき、新規ビジネスの開発およびオフショア開発の本格展開ならびに、採用の増加や研修制度の強化のための戦略費用、前連結会計年度から新たに連結対象となった子会社の販売費及び一般管理費、ならびにそれに伴うのれん償却額として4億19百万円(年度総計は8億6百万円となります)などを増加分として計上しております。

第37期 (平成21年3月期)

売上高は599億95百万円(前連結会計年度比2.9%減)となりました。主力の情報サービス事業においては、金融・通信・サービス業などの業種において、景気の悪化を背景として情報化投資への見直しが発生したこと、さらには金融業向け大型統合案件の終了などの影響により、システムエンジニアリングサービス売上高は前年同期と比べ減少いたしましたが、プライム・SI案件の売上高比率を上昇させたことに伴い、オペレーションエンジニアリングサービス売上高は前年同期と比べ増加しております。その他の事業については、プロダクトサービスおよび人材派遣が好調に推移した結果、前年同期と比べて増加しております。

売上原価は503億27百万円(前連結会計年度比0.4%増)となり、売上総利益は96億68百万円(前連結会計年度比17.3%減)となりました。売上総利益の減少は、売上高の減少および摩擦的な待機稼動の発生によるものであり、また、3カ年中期総合計画「WINNING PLAN Third Stage "Be the Most Reliable Partner!"」の重点戦略である「SI体制の充実」、「新規事業基盤の確立」施策に基づくシステム開発における国際標準への適合準備、企画・提案部門の設置など、将来を見据えた戦略的費用を増加させたことも影響しております。

販売費及び一般管理費については、3カ年中期総合計画「WINNING PLAN Third Stage "Be the Most Reliable Partner!"」の重点戦略である「新規事業基盤の確立」施策に基づく新技術の導入やソリューションの研究開発、「CSRの推進・認知度向上」施策に基づく内部統制システム構築のための体制強化に加え、案件獲得に向けた営業体制を強化するなど、戦略的費用を増加分として計上しております。

また、平成20年9月2日「子会社からの事業譲受けおよび子会社の解散に関するお知らせ」にて公表いたしました、株式会社アールディーの事業全部を譲り受けたことによる、のれんの臨時償却(1億11百万円)などを特別損失に計上しております。

第38期 (平成22年3月期)

売上高は525億3百万円(前連結会計年度比12.5%減)となりました。主力の情報サービス事業において、システムエンジニアリングサービス売上高については、金融業において新たな大型開発案件は順調に増加しているものの、前年同期の特需である大型統合案件終了の影響をカバーするにいたらず、また、通信・サービス・製

造などの業種において情報化投資の見直しが発生したことなどにより、前年同期と 比べ減少いたしました。また、オペレーションエンジニアリングサービス売上高に ついては、金融業および製造業における大型運用案件の終了に加え運用コスト削減 要請などの影響により、前年同期と比べ減少しております。その他の事業において、 人材派遣売上高については、通信業における販売サポート業務の減少および顧客企 業での内製化などの影響により、前年同期と比べ減少しております。プロダクトサービス売上高については、連結子会社における特定顧客からの大口受注に加え、新 たに連結対象となった子会社の売上高の寄与もあり前年同期と比べ増加しております。

売上原価は457億68百万円(前連結会計年度比9.1%減)となり、売上総利益は67億35百万円(前連結会計年度比30.3%減)となりました。売上高の減少および受注条件の悪化に加え一部案件において不採算が発生したことが売上総利益の減少の要因であります。

販売費及び一般管理費については、3カ年中期総合計画「WINNING PLAN Third Stage "Be the Most Reliable Partner!"」に基づきソリューション提案力の強化や研究開発などの戦略的費用を中長期的な取り組みとして増加させましたが、組織体制の見直しや費用削減に向けた取り組みの強化により、前年同期と比べ減少しております。

この結果、営業利益は11億70百万円(前連結会計年度比66.4%減)、経常利益は13億64百万円(前連結会計年度比62.0%減)となりました。また、特別損失として関係会社との取引における過年度の未実現利益の修正損を2億8百万円計上したことなどにより、当期純利益は2億78百万円(前連結会計年度比81.6%減)となりました。

(6) 主要な事業内容

	区 分	事 業 内 容
情報サ	シ ス テ ム エンジニアリングサービス	・情報システムのコンサルティングおよびインテグレーション、受託ソフトウェアやパッケージソフトウェアの設計・開発・保守、ネットワークの設計・構築・監視・保守など
1	オ ペ レ ー シ ョ ン エンジニアリングサービス	・コンピュータ施設および情報システムの運用管 理など
ビス	プロダクトサービス・その他	・コンピュータ等情報関連機器ならびにソフトウェア等システム商品の販売など ・IT分野における教育事業など
サービス材	人材派遣・その他	・労働者派遣業またはそれに付帯および関連する 事業など

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名	称		所 在 地
D T S	本 社 本	館	東京都港区新橋六丁目19番13号
D T S	本 社 新	館	東京都港区新橋六丁目12番4号
D T S	本 社 別	館	東京都港区新橋五丁目23番4号
新 橋	セン	タ	東京都港区新橋五丁目32番8号
芝 開	発 セ ン	タ	東京都港区芝大門一丁目10番11号
中 京	支	社	名古屋市中区栄二丁目 9 番26号
関西	支 支	社	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
九	寸 支	社	福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号

② 主要な子会社の事業所

名	称	所 在 地
データリンク	ス株式会社	東京都新宿区上落合三丁目10番8号
株式会社F	A I T E C	東京都港区白金一丁目27番6号
日本 S E	株式会社	東京都板橋区船渡一丁目12番11号
デジタルテクノ	ロジー株式会社	東京都荒川区東日暮里五丁目7番18号

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従	業	員	数
情報サービス事業				4,385名
人材サービス事業				84名
合 計				4,469名

- (注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 - ② 当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
2,786名	3名増			34.5歳	9.3年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業 人員数であります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

名称	資	本	金	議決権の所有割合	主要な事業の内容
データリンクス株式会社		309百	万円	50.02%	情報サービス事業 人材サービス事業
株式会社FAITEC		300百	万円	80.10%	情報サービス事業
日本SE株式会社		755百	万円	96. 95%	情報サービス事業
デジタルテクノロジー株式会社		100百	万円	100.00%	情報サービス事業

(10) 主要な借入先および借入額

借	入	先		借	入	金	残	高
株式会社三	菱 東 京	U F J	銀行				30	00,000千円

2. 会社の株式に関する事項(平成23年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

100,000,000株

(2) 発行済株式の総数

25, 222, 266株

(3) 株主数

10,278名

(4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,890千株	12. 15%
笹 貫 敏 男	1, 553	6. 53
D T S グループ社員持株会	1, 455	6. 12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,005	4. 22
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	674	2.83
株式会社NTC	482	2. 02
株式会社みずほ銀行	410	1. 72
小 﨑 智 富	401	1. 68
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	393	1. 65
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	366	1.54

⁽注) 当社は、自己株式1,446千株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

発 行	決議	の	日	平成17年6月24日	
新株	予 約 権	0)	数		1,856個
新株予約権	の目的となる	株式の種	重類	普通株式	
新株予約権	の目的となる	5株式の)数		371,200株
新株予	約権の発	行 価	額	無償	
新株予約格	産の行使時の	払込金	沒額		1,989円
新株予	約権の行	使 期	間	平成17年12月9日~	
791 1/K J	小り 71年 マン 11	文 朔	l#1	平成27年6月23日	
新株予約	」権の行使	この 条	件	(注)	
				保有者数 5名	
	取締	役		保有数 105個	
	(社外取締役	设を除く)		目的である株式の数	
役員の					21,000株
保有状況	社外取	締役		_	
本有4人化				保有者数 2名	
	監査	加		保有数 27個	
	ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ	仅		目的である株式の数	
					5,400株

- (注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - 1. 新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - 2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、本新株 予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要するものとする。
 - 3. 新株予約権者の相続人による行使はできないものとする。
 - 4. その他行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

抴	位位		Ð	E	彳	5	担当および重要な兼職の状況
代表	取締役会	長	赤羽	羽根	靖	隆	株式会社MIRUCA 取締役
代表	取締役社	長	西	田	公	_	執行役員
専	務取締	役	熊	坂	勝	美	執行役員 株式会社アスタリクス 取締役 日本SE株式会社 取締役 デジタルテクノロジー株式会社 代表取締 役社長
常	務取締	役	栗	原	広	史	執行役員
常	務取締	役	伊	東	辰	巳	執行役員 データリンクス株式会社 取締役 株式会社アスタリクス 取締役
取	締	役	坂	本	孝	雄	執行役員 経営企画担当統括部長 デジタルテクノロジー株式会社 取締役
取	締	役	竹	内		実	執行役員 金融事業本部長 株式会社FAITEC 取締役 データリンクス株式会社 取締役 逓天斯(上海)軟件技術有限公司 董事
取	締	役	村	井	_	之	データリンクス株式会社 代表取締役社長
取	締	役	I.	藤	克	彦	中央三井信託銀行株式会社 常務執行役員
取	締	役	中	村	春	貴	株式会社みずほフィナンシャルグループ I T・システム企画部長
常	勤監査	役	船	見	恭	雄	株式会社総合システムサービス 監査役 株式会社FAITEC 監査役 逓天斯(上海)軟件技術有限公司 監事
常!	勤監査	役	尾	崎		実	株式会社アスタリクス 監査役 株式会社MIRUCA 監査役 株式会社九州DTS 監査役 データリンクス株式会社 監査役 デジタルテクノロジー株式会社 監査役
監	查	役	田	中	襄	_	日本大学法学部教授
監	查	役	嵯	峨	清	喜	新半蔵門総合法律事務所 所長 株式会社大和証券グループ本社 法律顧問 株式会社ポケラボ 社外監査役
監	查	役	服	部		彰	服部公認会計士事務所 所長 学校法人駒澤大学 監事

- (注) 1. 工藤克彦および中村春貴の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 田中襄一、嵯峨清喜および服部彰の各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役服部彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 萩原忠幸氏は、平成22年6月25日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任しております。

5. 当事業年度末日後の平成23年4月1日付けの異動により、取締役および監査役の地位ならびに担当および重要な兼職の状況については、次のとおりとなりました。

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
専 務	取締役	熊坂	勝美	執行役員 新市場開発事業本部長 日本SE株式会社 取締役 デジタルテクノロジー株式会社 代表取締 役社長
常務	取締役	伊東	辰 巳	執行役員 データリンクス株式会社 取締役
取	締 役	工藤	克 彦	三井住友トラスト・ホールディングス株式 会社 常務執行役員 中央三井信託銀行株式会社 常務執行役員
常勤	監査役	尾崎	実	株式会社MIRUCA 監査役 株式会社九州DTS 監査役 データリンクス株式会社 監査役 デジタルテクノロジー株式会社 監査役

6. 平成23年4月1日現在における執行役員(取締役兼務者を除く)は次のとおりであります。

E	E	4	Ż	担	当	お	ょ	び	重	要	な	兼	職	の	状	況
鈴	木	吉	雄	執行	役員	総系	务部县	Ž								
上	野	大	輔	執行	役員	生產	を技術	 打担当	統括	部長						
綱	島	恵	=	執行	役員	コー	ーポレ	/ート	・サー	ビス	担当	統括	邻長			
安	達	継	巳	執行							董	事長				
勝	俣	雅	司	執行 株式 逓天	会社	九州I	ЭΤЗ	5 取	双締役		董	事				
原		義	治	執行	役員	総利	务部作	t								
小	林	浩	利	執行	役員	マネ	ネジァ	ハント	・サー	ビス	事業	本部:	長			
廣	Щ		譲	執行を	~~~								邻長			
豊	永	智	規	執行 中京 株式	支社	旻			ーービ	ス	取締	役				
岩	田		果	執行 アラ 株式	イア	ンスゴ	上面音	『長			部長					

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人員	報酬等の額
取 締 役	7名	178, 430千円
(うち社外取締役)	(一名)	(一千円)
監 査 役	5名	46,440千円
(うち社外監査役)	(3名)	(10,680千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)は 含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月25日開催の第31回定時株主総会において 年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいてお ります。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第37回定時株主総会において 年額60,000千円以内と決議いただいております。
 - 4. 取締役の人員には、無報酬の取締役4名は含まれておりません。
 - 5. 報酬等の額には、平成23年6月24日開催の第39回定時株主総会において付議いたします役員に対する役員賞与が下記のとおり含まれております。 取締役 7名 45,800千円
 - 6. 報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)を下記のと おり支給しております。

取締役 4名 30,684千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社は中央三井信託銀行株式会社とシステム開発等の取引を行っております。また、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社ポケラボとの取引はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

区分及び氏名	取締役会	(9回開催)	監査役会	(9回開催)
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 工藤克彦	7 回	77%	— □	-%
取締役 中村春貴	4	57	-	_
監査役 田中襄一	9	100	9	100
監査役 嵯峨清喜	9	100	9	100
監査役 服部 彰	9	100	9	100

- (注) 中村春貴氏は平成22年6月25日付けで取締役に就任のため、就任後の開催(取締役会7回)に対しての出席回数および出席率としております。
 - ロ. 取締役会における発言状況

本年度の取締役会は9回開催され、社外取締役および社外監査役の 各氏は、出席の都度、経営全般にわたり必要な意見、発言を積極的 に行っております。

ハ. 監査役会における発言状況

本年度の監査役会は9回開催され、社外監査役の各氏は、出席の都 度、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、 必要な意見、発言を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めており、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額46,000千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 46,000千円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務) に対する支払いはありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、次のとおりであります。

- ① 取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとする。
- ② 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求し、取締役会は、監査役会の請求に基づき審議のうえ株主総会の会議の目的とすることとする。
- ③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する。

(5) 子会社の監査の状況

当社の子会社であるデータリンクス株式会社および日本SE株式会社は、 当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成23年5月9日開催の取締役会において内部統制システム構築の 基本方針について見直しを行い、改めて次のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの 整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
 - ② 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持向上を図る。
 - ③ 監査役は、独立した立場で内部統制システムの整備運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - ④ 「DTSコンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれ の立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよ う、研修等を通じて指導する。
 - ⑤ 代表取締役社長は監査室を直轄するものとし、監査室は、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、整備方針および計画の実行状況を監視する。
 - ⑥ 法令上疑義のある行為等について当社の社員が相談および通報を行う手 段として「ヘルプライン」を設ける。
 - ⑦ 「DTS行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社 会的勢力との結びつきを、断固として排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる文書(電磁的記録を含む。以下同じ)その他の重要な情報の取り扱いは「文書管理規程」およびそれに関する各管理マニュアルに従い検索性の高い状態で、同規程で定められた担当者が保存および管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 情報の管理に関しては、情報セキュリティ活動についての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。また、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、 リスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応 計画を定め、リスクの発生の有無について継続的な監視を行う。
- ② 同委員会では、定期的に、責任部署ごとのリスクに対する体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。

- ③ 監査室は、各部署における日常的なリスク管理の状況を監査する。
- ④ リスクマネジメント委員会および監査室は、②のレビュー結果および③ の監査結果で重要な事項を取締役会に報告する。
- ⑤ 大規模災害等の発生の際に事業の継続を確保するための規定および体制 を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、職務分掌規程を定め同規程に基づき、代表取締役社長その 他業務執行を担当する取締役等に業務の執行を行わせる。
- ② 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な 業務遂行を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- ③ 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- ④ 代表取締役社長を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、受注 可否の審議、および個別事案において効率化を阻害する要因を排除・低 減するなどの改善を促すことにより目標達成の確度を高める体制を整備 する。
- ⑤ 経営会議において月次業績のレビューを実施し、全社的な業務の効率化 を実現するシステムを構築する。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、非上場子会社に対しては、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、一定の基準を満たすものについては当社取締役会付議事項とする。また、上場子会社に対しては、一定の事項について提出を求めるものとする。
- ② 代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役等は、子会社(上場会社を除く)が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ③ 監査役は、子会社監査役の協力を得て内部統制に関する監査を行う。
- ④ 監査役は、必要に応じ子会社監査役との連絡および情報交換を行う。
- ⑤ 監査役は、子会社に関し、連結経営に対応した監査を行うものとし、適 官会計監査人と緊密に連携するものとする。
- ⑥ 法令上疑義のある行為等について、子会社の社員が相談および通報を行 う手段として「グループ・ヘルプライン」を設ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該 社員に関する事項

監査役は、監査の実施にあたり監査室等の社員に、必要な事項を指揮命令することができる。

(7) 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき社員の人事異動、人事考課等については監査 役の意見を尊重する。
- ② 監査役より、監査の実施にあたり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役は、取締役会等において、随時その担当する業務の執行状況を監査役に対して報告する。
- ② 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告 する。
 - 1. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そ のおそれのある事項
 - 2. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
 - 3. コンプライアンス上重要な事項
 - 4. その他上記1.から3.に準じる事項
- ③ 社員は前項1.から4.に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接 報告することができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- ② 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および 社員の説明を受ける。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと随時意見交換会を 開催する。
- ④ 取締役は、監査役の適切な職務執行のため、監査役と子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換が適切に行えるよう環境整備に協力する。
- ⑤ 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部 専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成22年6月25日開催の当社第38回定時株主総会において、「当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます)につき、株主の皆様からのご承認をいただきました。本対応方針の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 の内容の概要

当社は、持続的成長と企業価値向上を確固なものとするため、創業以来、マルチベンダーおよびマルチユーザーの立場を継続し、プライム・SI案件の受注拡大を図るための各種施策を講じるとともに、資本・業務提携によるグループ企業の拡大、さらにオフショアの有効活用によるグローバル化への対応など経営環境に応じた施策を意欲的に推し進めることにより、業界のリーディングカンパニーとしての成長を目指しております。

これに対して、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資する ものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には、当社に対する買収行為等を行おうとする者(以下「行為者」といいます)が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものがあることも否定できません。

こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持・上昇を目的とした経営判断も求められかねず、中長期的な企業価値向上に取組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。

当社は、当社の中長期的経営への取組みを不当に阻害し、企業価値を毀損するような買収行為または大量買付行為に対しては、適切な対応策を講じることが、当社の企業価値および株主共同の利益の向上のための経営の責務であると考えております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組みの内容の概要

当社は、行為者に対し、一定の手続きに従って当社株式の買付け等を実施することを求め、当該買付け等についての検討のための情報および株主や投資家の皆様の検討のための十分な時間等を確保いたします。

この要請を無視する買付けや当社の企業価値を毀損することが明らかな買付けその他一定の要件に該当する買付けが行われる場合には、当該行為者等による権利行使は認められないとの行使条件を内容とする新株予約権を、基準日現在の株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる(当社の保有する当社普通株式への割当てを除きます)ものといたします。これらの要件に該当するか否かの判断は、第三者委員会で行います。取締役会は、第三者委員会が必要な措置の発動を勧告した場合、または当社株主

総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、必要な措置の発動を決定することができるものとし、第三者委員会の助言または勧告を最大限 尊重するものといたします。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、次の①および②の理由から、上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するもので、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 本対応方針の有効期間は、定時株主総会の終結の時から次の定時株主総会の終結の時までの約1年間としており、かつ、その有効期間内であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議により、これを見直しまたは廃止することを可能としております。したがいまして、上記(1)の基本方針およびこれに従って導入された上記(2)の取組みは、株主の皆様の意向が十分に反映される設計としております。
- ② 本対応方針における必要な措置の発動の是非の実質的な判断は、当社取締役会から独立し、かつ当社に対して善管注意義務を負う者のみから構成される第三者委員会が、基本方針に沿った合理的・客観的要件に基づき、中立かつ公正の観点から行うこととしております。

※本事業報告の内容ではありませんが、以下の事項をお知らせいたします。

本対応方針につきましては、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、継続することを決議しております。その詳細につきましては、第39回定時株主総会に係る株主総会参考書類の第5号議案(58頁)をご参照ください。

⁽注) 本事業報告中の金額、株式数につきましては、記載単位未満は切り捨てて表示して おります。なお、記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

	(平成23年3	月31日現在)	(単位:千円)
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24, 153, 168	流動負債	9, 511, 239
現金及び預金		買 掛 金	2, 056, 593
	11, 675, 614	短 期 借 入 金	344, 320
受取手形及び売掛金	9, 335, 538	1年内償還予定の社債	120, 000
商品	165, 873	未 払 金	1, 232, 016
仕 掛 品	486, 501	未払法人税等	1, 062, 907
貯 蔵 品	12, 943	賞 与 引 当 金	2, 218, 365
		役員賞与引当金	59, 570
操延税金資産	1, 263, 791	受注損失引当金	114, 852
そ の 他	1, 231, 853	事務所移転費用引当金	27, 519
貸 倒 引 当 金	△ 18, 947	損害賠償損失引当金	20, 475
固定資産	17, 294, 552	その他	2, 254, 619
		固定負債	1, 004, 183
有形固定資産	9, 094, 733	社債	220, 000
建物及び構築物	2, 423, 988	退職給付引当金	498, 721
土 地	6, 431, 725	役員退職慰労引当金	85, 559
そ の 他	239, 019	そ の 他	199, 902
無形固定資産	4, 704, 796	負 債 合 計	10, 515, 423
のれん	2, 268, 024	(純資産の部)	
		株 主 資 本	29, 565, 574
ソフトウェア	2, 416, 554	資 本 金	6, 113, 000
そ の 他	20, 216	資本剰余金	6, 190, 917
投資その他の資産	3, 495, 023	利益剰余金	18, 755, 198
投資有価証券	1, 392, 761	自己株式	△ 1, 493, 542
繰延税金資産	763, 550	その他の包括利益累計額	△ 72, 302
	•	その他有価証券評価差額金	△ 72, 302
そ の 他	1, 520, 475	少数株主持分	1, 439, 026
貸 倒 引 当 金	△ 181, 765	純 資 産 合 計	30, 932, 297
資 産 合 計	41, 447, 721	負債純資産合計	41, 447, 721

連結損益計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

		(中屋:111)
科目	金	額
売 上 高		58, 503, 793
売 上 原 価		50, 481, 382
売 上 総 利 益		8, 022, 410
販売費及び一般管理費		5, 726, 253
営 業 利 益		2, 296, 156
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19, 420	
受 取 配 当 金	29, 580	
受 取 保 険 金	6,000	
保険事務手数料	9, 289	
保険解約返戻金	41, 375	
助 成 金 収 入	77, 789	
そ の 他	25, 402	208, 857
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10, 100	
支 払 手 数 料	2, 644	
そ の 他	4, 050	16, 795
経 常 利 益		2, 488, 218
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	39	
ゴルフ会員権売却益	20	59
特 別 損 失		
固定資産除却損	15, 439	
関係会社株式売却損	22, 814	
ゴルフ会員権評価損	8, 750	
事務所移転費用引当金繰入額	27, 519	
損害賠償損失引当金繰入額	20, 475	
特 別 退 職 金	44, 904	
再 就 職 支 援 費 用	19, 076	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12, 053	171, 032
税金等調整前当期純利益		2, 317, 246
法人税、住民税及び事業税	1, 165, 403	
法 人 税 等 調 整 額	△ 100, 837	1, 064, 566
少数株主損益調整前当期純利益		1, 252, 679
少数株主利益		127, 997
当期純利益		1, 124, 682

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

項		目	金 額
株主資本			
資本金	前期末残高		6, 113, 000
	当期末残高		6, 113, 000
資本剰余金	前期末残高		6, 190, 917
	当期末残高		6, 190, 917
利益剰余金	前期末残高		18, 462, 663
	当期変動額	剰余金の配当	△ 832, 147
		当期純利益	1, 124, 682
		当期変動額合計	292, 534
	当期末残高		18, 755, 198
自己株式	前期末残高		△ 1, 493, 302
	当期変動額	自己株式の取得	△ 239
	当期末残高		△ 1, 493, 542
14 > 25 1 A -1	V the Late 1:		
株主資本合計	前期末残高	T. A. A T	29, 273, 278
	当期変動額	剰余金の配当	△ 832, 147
		当期純利益	1, 124, 682
		自己株式の取得	△ 239
	717 110 -1 21 5 -1	当期変動額合計	292, 295
	当期末残高		29, 565, 574

項 その他の包括利益累計額		目	金	安百
スの他の句任刊が用計館			717	額
ての他の己括利益系訂領				
その他有価証券評価差額金 前身	期末残高		\triangle	52, 500
当其	期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	Δ	19, 801
当其	期末残高		Δ	72, 302
その他の包括利益累計額合計 前昇	期末残高		\triangle	52, 500
当其	期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	\triangle	19,801
当其	期末残高		\triangle	72, 302
少数株主持分 前期	期末残高		1,	348, 030
当其	当期変動額 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			90, 995
当其	期末残高		1,	439, 026
純資産合計 前昇	期末残高		30,	568, 808
当其	期変動額	剰余金の配当	\triangle 8	832, 147
		当期純利益	1,	124, 682
		自己株式の取得	\triangle	239
		株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		71, 193
		当期変動額合計	:	363, 488
当其	期末残高		30, 9	932, 297

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 8 社

主要な連結子会社名

データリンクス株式会社

株式会社FAITEC

日本SE株式会社

デジタルテクノロジー株式会社

連結子会社でありました日本ユニテック株式会社は、当連結会計年度において日本SE株式会社が、保有株式の全部を売却したため、連結の範囲から除いております。ただし、株式を売却するまでの損益計算書については、連結しております。

また、連結子会社でありました株式会社アスタリクスは、平成23年4月1日を合併期日として当社と合併し、消滅いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

逓天斯(上海)軟件技術有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純 損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれ も連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(逓天斯(上海)軟件技術有限公司他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月31日 4社 3月31日 4社

(2) 連結計算書類作成にあたっては、12月31日を決算日とする連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、株式会社アスタリクスの決算日は12月31日でありますが、平成23年4月1日を合併期日として当社と合併したことから、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15ヶ月間の決算数値を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

(4) 時価のあるもの ……… 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定しております。

- (p) 時価のないもの ……… 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② たな卸資産

商 品 ………… 主として移動平均法による原価法(貸借 対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法により算定)を採用しておりま

す。

仕 掛 品 ………… 個別法による原価法(貸借対照表価額は 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に より算定)を採用しております。

貯 蔵 品 ………… 最終仕入原価法を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

3年~50年

工具、器具及び備品

2年~20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として 3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内または5年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア (特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア) について、当該契約に基づく料金支払期間 (主として8年) にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑤ 事務所移転費用引当金

翌連結会計年度における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、 合理的な見積額を計上しております。

⑥ 損害賠償損失引当金

損害賠償請求等による支出に備えるため、その経過等の状況に基づき 費用発生見込額を計上しております。

⑦ 退職給付引当金

連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌 連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法により、当連結会計年度末において発 生していると認められる額を計上しております。

(追加情報)

「退職給付に係る会計基準」における過去勤務債務の額および数理計算 上の差異の償却については、従来、その発生時の従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数 (13年) による按分額を費用処理しておりましたが、当連結会計年度末において従業員の平均残存勤務期間が13年を下回ったため、12年による按分額を費用処理することといたしました。

なお、当該処理年数の変更による連結計算書類に与える影響は、軽微 であります。

- ⑧ 役員退職慰労引当金
 - 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、 内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 - 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ② その他の工事
 - 工事完成基準
- (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間 (3年~10年) にわたり定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益および経常利益は、それぞれ3,316千円、税金等調整前当期純利益は、15,370千円減少しております。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

7. 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準 第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

(注)連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、記載 単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,732,549千円

2. 同一の工事契約に関する仕掛品と受注損失引当金がともに計上される場合の表示方法等

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに 両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に 対応する額は、33,344千円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、114,852千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	前連結会計年度末	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25, 222, 266	_	_	25, 222, 266
合 計	25, 222, 266	_	_	25, 222, 266
自己株式				
普通株式 (注)	1, 446, 580	236		1, 446, 816
合 計	1, 446, 580	236	_	1, 446, 816

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加236株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会		475, 513	20	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月5日 取 締 役 会	普通株式	356, 633	15	平成22年9月30日	平成22年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議予定)		配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	475, 509	利益剰余金	20	平成23年3月31日	平成23年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普诵株式

371,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを原則とし、資金の調達が必要な場合には、主に銀行からの借入を行っております。デリバティブはリスクを回避するための利用に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

営業債権である受取手形及び売掛金については、与信管理規定に従い、取引 先ごとの期日管理および残高管理等の与信管理を行うとともに、信用調査等に より財務状況等の把握を通じて信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係等を有する企業の株式および社債であり、 定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して 保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は主 として設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引については、取引権限を定めた社内規程に従い行うことと しております。

なお、営業債務や借入金については、流動性リスクを回避するために、適時 に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性 リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額 については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません((注)2.を参照)。

(単位:千円)

			(十四・111)
	連結貸借対照表 計 上 額	(時 価) ((注)1.を参照)	(差 額)
(1) 現金及び預金	11, 675, 614	11, 675, 614	_
(2) 受取手形及び売掛金	9, 335, 538	9, 335, 538	_
(3) 投資有価証券	1, 392, 761	1, 392, 761	_
資産計	22, 403, 914	22, 403, 914	_
(1) 買掛金	2, 056, 593	2, 056, 593	_
(2) 短期借入金	344, 320	344, 320	_
(3) 未払金	1, 232, 016	1, 232, 016	_
(4) 未払法人税等	1, 062, 907	1, 062, 907	_
(5) 社債	340, 000	340, 257	257
負債計	5, 035, 838	5, 036, 095	257

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期のものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関などから提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金および(4) 未払法人税等 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債

連結子会社の発行する社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額80,855千円) については、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産」の(3) 投資有 価証券には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益金額

1,240円49銭 47円30銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 DTS 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈 尾 光 浩 即

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 東 葭 新 邸

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社DTSの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DTS及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

	(平成23年3	月31日現在)	(単位:千円)
科 目	金額	科目	金額
(資 産 の 部) 流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 売 掛 金 品 仕 掛 品 貯 蔵	15, 520, 732 6, 863, 068 5, 883, 544 24, 178 389, 782 10, 047	(負債の部) 流動負債 買 掛 金 リース債務 未 払 費 税 未 払 費 税	5, 136, 819 1, 098, 085 4, 900 626, 900 235, 627 805, 430
前 接 費 用 渡 費 用 経 費 角 産 資 資 産 毎 日 産 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	42, 220 197, 336 875, 485 960, 000 120, 000 155, 779 △ 711 19, 123, 315 8, 672, 364 2, 174, 812 159, 472	未前預賞役受そ リ長資料 与賞損 食 一期産	389, 168 68, 193 99, 257 1, 699, 646 45, 800 18, 906 44, 902 192, 428 15, 118 157, 337 16, 504
土 地 リース資産 その他	6, 319, 557 16, 117 2, 404	その他負債合計	3, 468 5, 329, 248
無のソそ資子と 関関 関長 敷保 繰そ貸 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	2, 604, 743 21, 558 2, 573, 311 9, 873 7, 846, 206 1, 362, 564 5, 086, 128 203, 627 410, 000 28, 787 122, 078 415, 870 147, 250 69, 939	(純 主 の 本 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	29, 377, 251 6, 113, 000 6, 190, 917 6, 190, 917 18, 566, 875 411, 908 18, 154, 967 11, 170, 000 6, 984, 967 Δ 1, 493, 542 Δ 62, 452 Δ 62, 452
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△ 41 34, 644, 047	純 資 産 合 計 負債純資産合計	29, 314, 798 34, 644, 047

損益計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

科	目		金	額
売	<u></u> 上	高	11/2	35, 406, 198
売上	原	価		30, 701, 983
売上	総利	益		4, 704, 214
	び一般管理			3, 026, 661
営 業		益		1, 677, 553
営業	外 収	益		., ., ., .
	取 利	息	8, 101	
有価	証券利	息	16, 130	
受 取	配当	金	110, 427	
不動	産 賃 貸	料	29, 597	
そ	の	他	19, 878	184, 134
営 業	外 費	用		
為	善 差	損	447	
そ	Ø	他	0	448
経常	利	益		1, 861, 239
特 別	損	失		
固定資	資産除却	損	14, 694	
関係会	社株 式評 価	i損	151, 640	
ゴルフ	会員権評価	i損	8, 500	
資産除去債務会	会計基準の適用に伴う景	響額	9, 029	183, 864
税 引 前 当	期純利益	±		1, 677, 375
法人税、	住民税及び事業	 養税	838, 305	
法 人 私	说 等 調 整	額	△ 82, 499	755, 805
当 期 純	利 益	±		921, 569

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

項		目	金 額
株主資本			
資本金	前期末残高		6, 113, 000
	当期末残高		6, 113, 000
次十利人人			
資本剰余金	~~ ++n -+- ~+- ~+-		6 100 017
資本準備金	前期末残高		6, 190, 917
	当期末残高		6, 190, 917
資本剰余金合計	前期末残高		6, 190, 917
3 1 7 3 7 2 2 2 7	当期末残高		6, 190, 917
	17917N7XIBI		0, 100, 011
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		411, 908
	当期末残高		411, 908
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		11, 170, 000
加速模立 金			
	当期末残高		11, 170, 000
繰越利益剰余金	前期末残高		6, 895, 544
	当期変動額	剰余金の配当	△ 832, 147
	.,	当期純利益	921, 569
		当期変動額合計	89, 422
	当期末残高		6, 984, 967

項			金額
利益剰余金合計	前期末残高	•	18, 477, 453
	当期変動額	剰余金の配当	△ 832, 147
		当期純利益	921, 569
		当期変動額合計	89, 422
	当期末残高		18, 566, 875
自己株式	前期末残高		△ 1, 493, 302
	当期変動額	自己株式の取得	△ 239
	当期末残高		△ 1, 493, 542
₩ ÷ 次 + ∧ = !	<u> →</u>		00 000 000
株主資本合計	前期末残高 当期変動額	剰余金の配当	$29, 288, 068$ \triangle 832, 147
	ヨ期変期領	判無金の配当当期純利益	921, 569
		自己株式の取得	\triangle 239
		当期変動額合計	89, 182
	当期末残高	7/1/2010(11)	29, 377, 251
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		△ 43,674
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 18,777
	当期末残高	· 1/9/23/16/(Pelist/	△ 62, 452
評価·換算差額等合計	前期末残高	# \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	△ 43,674
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 18,777
	当期末残高		△ 62, 452
純資産合計	前期末残高	eri A. A	29, 244, 394
	当期変動額	剰余金の配当	△ 832, 147
		当期純利益 自己株式の取得	921, 569
		日に休式の取得 株主資本以外の項目	△ 239
		の当期変動額(純額)	△ 18,777
		当期変動額合計	70, 404
	当期末残高		29, 314, 798

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子 会 社 株 式 ………… 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの ……… 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定しております。

② 時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

 - (2) 仕 掛 品 …………… 個別法による原価法(貸借対照表価額は 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に より算定)を採用しております。
 - (3) 貯 蔵 品 ………… 最終仕入原価法を採用しております。
- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

 3年~50年

2年~15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年 以内または5年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償 却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たな い場合には、その均等配分額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア(特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア)について、当該契約に基づく料金支払期間(主として8年)にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引 開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 受注損失引当金 ·····・ 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事准行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- (2) その他の工事 工事完成基準

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益および経常利益はそれぞれ1,042千円、税引前当期純利益は10,071千円減少しております。

8. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

(1) 前事業年度まで区分掲記しておりました有形固定資産の「機械及び装置」は、金額的重要性が乏しいため、「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「その他」に含まれる「機械及び装置」は、 2.404千円であります。

- (2) 前事業年度まで区分掲記しておりました無形固定資産の「商標権」は、金額的重要性が乏しいため、「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の「その他」に含まれる「商標権」は、798千円であります。
- (注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満 を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,453,806千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権1,225,585千円長期金銭債権410,000千円短期金銭債務370,170千円

3. 同一の工事契約に関する仕掛品と受注損失引当金がともに計上される場合の表示方法等

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せず に両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は、18,906千円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、18,906千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高122,928千円外注費2,597,595千円その他の営業取引高625,761千円営業取引以外の取引による取引高114,101千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	1, 446, 580	236	_	1, 446, 816
合 計	1, 446, 580	236	_	1, 446, 816

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加236株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

賞与引当金	683,575千円
未払費用(社会保険料)	95,900千円
未払事業税	73,300千円
その他	22,709千円
繰延税金資産合計	875, 485千円
繰延税金資産の純額	875, 485千円

固定資産

(繰延税金資産)

関係会社株式	107,501千円
ソフトウェア	75,548千円
長期未払金	63,980千円
投資有価証券	61,938千円
ゴルフ会員権	61,115千円
資産調整勘定	11,388千円
その他	10,235千円
繰延税金資産小計	391,708千円
評価性引当額	△239, 310千円
繰延税金資産合計	152,398千円

(繰延税金負債)

資産除去債務	Δ	5,147千円
繰延税金負債合計	\triangle	5,147千円
繰延税金資産の純額	1	47,250千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割	0.8%
評価性引当額の変動額	3.9%
役員賞与引当金	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 2.3\%$
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額

(単位:千円)

項目	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
有形固定資産	67 019	F1 010	15 004
工具、器具及び備品	67, 012	51, 918	15, 094

なお、取得価額相当額は、未経過リース料当期末残高が有形固定資産の 当期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定してお ります。

(2) 未経過リース料当期末残高相当額

1年内	12,396千円
1年超	2,697千円
合計	15,094千円

なお、未経過リース料当期末残高相当額は、未経過リース料当期末残高 が有形固定資産の当期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法 により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

13,291千円

減価償却費相当額

13.291千円

(4) 減価償却費相当額の箟定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名 称	議決権の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本SE	(所有) 直接	資金の援助	資金の貸付 (注)	728, 333	短期貸付金	600,000
丁云①	株式会社	96.95%	役員の派遣	利息の受取 (注)	1,750	その他 流動資産	3
						短期貸付金	350,000
子会社	デジタルテ	(所有) 直接	資金の援助	資金の貸付 (注)	966, 666	一年内回収予定 の長期貸付金	120, 000
1 조1	株式会社	100.00%	役員の派遣			長期貸付金	410,000
	,,			利息の受取 (注)	5, 049	その他 流動資産	12

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

日本SE株式会社およびデジタルテクノロジー株式会社に対する資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

また、取引が反復的に行われているため、取引金額は月末の平均残高で記載して おります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益金額

1,232円99銭 38円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

子会社との合併

当社は、平成23年2月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月1日を合併期日として当社連結子会社である株式会社アスタリクスを吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社アスタリクスは、主にSaaS事業を軸としたサービスの提供業務を行ってきましたが、当社グループ内における経営資源集中による経営の効率化を図るため、同社を合併することといたしました。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併とし、株式会社アスタリクスは解散いたしました。なお、当社の100%子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行および合併交付金の支払いはありません。

(3) 会計処理の概要

共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

(4) 株式会社アスタリクスの平成23年3月31日現在における財政状態は、次のとおりであります。

資産合計 65,188千円 負債合計 23,171千円 純資産合計 42,016千円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 DTS 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈 尾 光 浩 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 東 葭 新 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DTSの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職 務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎诵を図り、情 報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な 会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告 を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および 主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取 締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制そ の他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規 則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の 内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状 況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規 **則第118条第1項第3号イの基本方針およびロの各取組みについては、取締** 役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えま した。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および 情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書につい て検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている「不適切な支配の防止のための取組みの内容の概要」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当で あると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当で あると認めます。

平成23年5月11日

株式会社DTS 監査役会

常勤監査役 船 見 恭 雄 印 常勤監査役 尾 崎 実 印 社外監査役 田 中 襄 一 印 社外監査役 嵯 峨 清 喜 印 社外監査役 服 部 彰 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、中長期的な企業価値の増大を図りながら、安定・継続的に一定額以上の配当を実施すべく努力するとともに、業績に応じて増額することを基本方針としております。このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金20円 配当総額 金475,509,000円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成23年6月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(10名)が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

				T .
候補者番 号	氏 名 (生年月日)		他位、担当および よ 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
1	あかばね やす たか 赤羽根 靖 隆 (昭和21年8月5日生)	平成12年4月 平成13年5月 平成13年6月 平成14年4月 平成19年4月 平成22年4月	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー取締役第6マーケティング本部長 株式会社エヌ・ティ・ティエックス代表取締役副社長 当社社(表取締役副社長当社執行役員 当社代表取締役社長 は式会社MIRUCA取締役(現任) 当社代表取締役会長(現任)	52, 700株
2	だし だ こう いち 西 田 公 一 (昭和31年1月24日生)	平成15年11月 平成16年5月 平成17年6月 平成21年6月 平成22年4月	株式会社エヌ・ティティ・ティ・タ金融システィ・ディタ金融システム事業本部企画部長同社金融を新またのでは、 一部では、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一	5, 400株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		地位、担当および よ 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
3	くま さか かつ み 熊 坂 勝 美 (昭和28年2月7日生)	平成8年6月 平成12年6月 平成14年4月 平成21年6月 平成21年12月 平成21年12月	当社入社 当社取締役 当社執行役員(現任) 当社常務取締役 日本SE株式会社取締役 (現任) 当社専務取締役(現任) デジタルテクノロジー株 式会社代表取締役社長 (現任) 当社新市場開発事業本部 長(現任)	17,520株
4	くり はら ひろ し 栗 原 広 史 (昭和25年9月11日生)	平成13年10月 平成16年6月 平成18年1月 平成18年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成19年6月	中央三井信託銀行株式会 社検査部長 中央三井インフォメーションテクノロジー株式会 社常務取締役 当社システム開発本部参与 当社金融システム事業本部長 当社執行役員(現任) 当社コーポレートスタッフ本部長 当社取締役 当社取締役 当社常務取締役(現任)	6, 400株
5	い とう たっ み 伊 東 辰 巳 (昭和28年11月25日生)	昭和51年3月 平成12年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年6月	当社入社 当社社会システム部長 当社執行役員(現任) 当社産業システム事業本 部長 当社取締役 データリンクス株式会社 取締役(現任) 当社常務取締役(現任)	6,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		地位、担当およびな 兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	さか もと たか お 坂 本 孝 雄 (昭和36年1月4日生)	平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月		4, 200株
7	たけ うち みのる 竹 内 実 (昭和36年6月21日生)	平成19年4月 平成19年10月 平成19年11月 平成21年6月 平成22年4月	当社金融システム第三部 長 当社金融システム事業本 部長 当社執行役員(現任) 逓天斯(上海)軟件技術 有限公司董事(現任) 株式会社FAITEC取 締役(現任)	1, 300株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		地位、担当および な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
8	がず ゆき 村 井 一 之 (昭和28年1月25日生)	平成19年6月 平成19年10月 平成20年4月 平成20年6月	ィ・データ東日本支社長 エヌ・ティ・ティ・デー タ・カスタマサービス株 式会社取締役経営企画部 長 同社代表取締役常務営業 本部長 当社営業本部部長 データリンクス株式会社 取締役 当社執行役員 当社営業本部長	3,800株
9	く どう かつ ひこ 工 藤 克 彦 (昭和28年5月16日生)	平成18年6月 平成19年4月	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社監査役中央三井信託銀行株式会社システム企画部長同社執行役員当社取締役(現任)三井トラスト・ホールディングス株式会社システム企画部長三井アセット信託銀行株式会社システム企画部長日本トラスティ情報システム株式会社監査役	_

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
10	なか むら はる き 中 村 春 貴 (昭和36年11月28日生)	平成14年4月 株式会社富士総合研究所 ネット決済システム部長 平成16年10月 みずほ情報総研株式会社 第2事業部第3部長 平成17年7月 株式会社みずほ銀行個 企画部付株式会社キュー ビタス戦略システム部長 平成21年4月 株式会社みずほフィナン シャルグループIT・シ ステム企画部長(現任)	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 工藤克彦および中村春貴の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 工藤克彦および中村春貴の両氏を社外取締役候補者とした理由等は、次のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者とした理由について

工藤克彦氏につきましては、信託銀行のIT部門責任者であり業界および経営陣としての豊富な経験や知識等を、当社の経営判断にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。

中村春貴氏につきましては、都市銀行のIT部門責任者であり業界および経営陣としての豊富な経験や知識等を、当社の経営判断にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1 年となります。

(2) 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、社外取締役の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めており、工藤克彦および中村春貴の両氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたしております。

なお、工藤克彦および中村春貴の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏 との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役田中襄一氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります(本議案が承認可決された場合、現任監査役を含め、監査役は5名となります)。 なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	
	昭和58年7月 株式会社野村総合研究所経営調査部主任研究員	
た なか じょう いち 田 中 襄 一 (昭和21年7月7日生)	平成4年7月 野村インベスター・リレーション ズ株式会社コーポレートプランニ ング部長	_
(40,1821 1/1 1 1/2	平成14年4月 同社企画部長	
	平成15年4月 日本大学法学部教授(現任)	
	平成15年6月 当社監査役(現任)	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 田中襄一氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 田中襄一氏を社外監査役候補者とした理由等は、次のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者とした理由について

田中襄一氏につきましては、現在日本大学法学部教授として活躍されており、 その経験や見識等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役とし て選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。

(2) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めており、田中襄一氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたしております。

なお、田中襄一氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の上記責任限 定契約を継続する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役(社外取締役を除く)のうち7名に対し、当期の功労に報いるため、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案し、役員賞与総額45,800千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針承認の件

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための取組みのひとつとして、当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針(以下、「本対応方針」といいます)を、以下の内容にて継続することを決議いたしましたが、本対応方針の重要性に鑑み、本対応方針に広く株主の皆様のご意見を反映させていただくため、ご出席の株主の皆様の議決権の過半数の賛成(以下、「過半数の賛成」といいます)を本対応方針継続の条件としておりますので、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針は、平成18年5月9日開催の当社取締役会において導入を決議し、同年6月23日開催の当社第34回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいてから、約5年が経過しており、その間に、買収防衛策に関する最高裁の判断が出されたことや、企業価値研究会から「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年6月30日)が公表されたことなどもあり、これらを踏まえたうえで、より株主や投資家の皆様の理解と納得を得ることができるように本対応方針を一部修正し、平成21年開催の当社第37回定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。また、前年開催の当社第38回定時株主総会においても、同様のスキームにてご承認をいただいております。

継続される本対応方針のスキームについても、前年開催の当社第38回定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいた内容と同様であり、本対応方針は、事前警告型プランで、経済産業省および法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日)および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年6月30日)の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっております。

また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様からご承認いただいた場合には、本定時株主総会の終結の時から、次の定時株主総会の終結の時までといたします。

1. 中長期的な企業価値および株主共同の利益向上のための取組み 当社は昭和47年(1972年)の創業以来、一貫して中立性の高いマルチ

当社は昭和47年(1972年)の創業以来、一負して中立性の高いマルケベンダーの立場であらゆるお客様のニーズに対して常にお客様本位の最適なソリューションを実現してまいりました。

その取組みが多くのお客様の信頼を獲得し、現在では、実績あるレガシー系システムから最先端のオープン・Web系システムの開発・構築・運用、さらにはネットワークマネジメントにまで至る総合情報サービスを金融分野、通信分野など社会インフラとしての公共性の強い分野からインターネットサービスの分野に至る幅広い分野で提供しております。

また、当社単独のソリューション提供のみならず、システムの複雑化、専門化の進む分野においては、よりすぐれたソリューションを提供するため、高度な業務知識を有する企業と当社のシステム構築力を融合させたトータルソリューションを提供する専門子会社の設立やトータルソリ

ューションの強化・業容拡大を図るため、既存会社のSI事業部門を譲受けるなど、高付加価値サービスを幅広く市場に提供するためのさまざまな取組みを行っております。

中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイダー」では、最適な事業ポートフォリオの構築に向け、企画型の営業強化やマーケットイン型のソリューション提供などの施策に取組んでおります。当社グループが付加価値の高いサービスを効率的に提供できる中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイダー」となることにより、お客様と相互にメリットを享受できる関係を構築し、自律して成長する会社を目指してまいります。

2. 本対応方針継続の基本的考え方

当社は持続的成長と企業価値向上を図り、もって当社株主共同の利益 向上を実現するため、創業以来のマルチベンダー、マルチユーザーの立 場を継続しながら、中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイ ダー」を着実に進めております。

他方、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後も、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得(いわゆる非友好的企業買収)が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものがあることも否定できません。

特に当社の事業内容である情報サービス業は可視化できない知的成果物 (ソフトウェアやサービス) の提供を行うものであるため、株主の皆様が企業価値の向上に向けた当社の取組みを十分にご理解されたうえで、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切にご判断されることは必ずしも容易ではありません。また、知的成果物を商品とする情報サービス業にあっては、「人材」が会社の最も重要な財産であり、人材育成確保ならびに経営陣と従業員の信頼関係が必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。その他、取締役会が築きあげてきたお客様他との信頼関係などの有形、無形の経営資源を損ないかねない買収がなされる可能性もあります。このような買収がなされた場合、結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

また、こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持・上昇を目的とした経営判断も求められかねず、中長期的な企業価値向上に取組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。

現在、当社が具体的にこのような脅威に直面している事実はありませんが、当社として、このような諸事情を鑑み、不適切な企業買収に対して相当な範囲で適切な対応策を講ずることが中長期的な企業価値向上に

集中的に取組み、当社株主共同の利益を向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本対応方針の継続を決定いたしました。

3. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、当社に対する買収行為に対して、買収提案を行う者または買収行為を行うもしくは行おうとする者(以下、「行為者」といいます)の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発し、買収行為が当社企業価値および株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様に適正に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見、代替案を提示する機会の確保を確実化することにより、株主の皆様の判断の機会を保証するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じることを目的とするものです。あわせて、同様の方法により、当社企業価値および株主共同の利益を毀損するような買収行為(以下、「濫用的買収」といいます)を防止するために必要な措置を講じることも目的としております。

4. 本対応方針のスキームの概要

当社取締役会は、行為者が(i)当社が発行者である株券等1について、 行為者および行為者グループ²の株券等保有割合³の合計が20%以上とな る買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等4について、公 開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶および行為者の特別関係者⁷の 株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、「買収行為」 といいます)を行うまたは行おうとする場合に事前に遵守を求めるルー ル(以下、「事前遵守ルール」といいます)と、株主の皆様の判断の機会 を保証し、株主の皆様が誤信されることおよび濫用的買収を防止するた めに必要な措置の発動対象となるか否かの基準(以下、「評価基準」とい います)を予め公表いたします。そして、第三者委員会が本対応方針の 手続を主体的に運用し、買収行為に関する評価と、必要な措置の発動を 当社取締役会に勧告するか否か、または株主の皆様に必要な措置の発動 の是非をご判断いただくために、必要な措置の発動について株主総会に おいて審議すべき旨を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。 第三者委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満た すと判断する場合を除き、必要な措置の発動を勧告することまたは必要

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

な措置の発動の是非を株主総会において審議すべき旨の勧告をすることができるものといたします(ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります)。当社取締役会は、第三者委員会から必要な措置の発動について勧告があった場合または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、所定の手続に基づき必要な措置の発動を決定することができるものといたします。

詳細は【別紙1】当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する 対応方針ガイドラインのとおりであります。

5. 本対応方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者が事前遵守ルールを遵守することにより行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと第三者委員会が判断する限り、必要な措置を発動することはありません。そのために、当社取締役会は、行為者に対して、買収行為が当社企業価値および株主共同の利益の向上に資するか否かについて第三者委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するようなものであれば、行為者が事前遵守ルールを遵守し、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値の更なる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるものと判断いたします。

他方、買収行為が当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社企業価値および株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、必要な措置を発動することができるものとしておく必要があるものと判断いたします。

このように事前遵守ルールの遵守を要請することで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に当社企業価値および株主共同の利益の向上が実現できるものと判断いたします。

また、本対応方針においては、必要な措置の発動の対象となる濫用的 買収の要件について明確かつ限定的な要件を設定しているため、当社企 業価値および株主共同の利益向上に資する買収行為をも制限するもので はありません。

なお、本対応方針の手続の運営および必要な措置の発動に関する審議 において第三者委員会の委員は必要に応じて弁護士、公認会計士、金融 機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、第三者委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有することで同委員会の招集を確実なものとするなど、本対応方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による必要な措置の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付け公告またはその他適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は必要な措置を発動しないなど、本対応方針の合理性を高めるための工夫を講じております。また、本対応方針は、第三者委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づいて、必要な措置の発動の是非について株主総会において審議することとされた場合には、必要な措置の発動にあたり株主の皆様の意思が反映されることとなっています。さらに、本対応方針の有効期間を毎年の定時株主総会の終結の時までとし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本対応方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は毎年本対応方針の適正性につき判断していただくことができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本対応方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

当社が導入した本対応方針は、導入時点においては、新株予約権の発 行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が 生じることはありません。

これに対し、必要な措置の発動時においては、必要な措置の発動にと もない発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における 株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者以外の株主の 皆様は、新株予約権を行使(新株予約権無償割当ての決議を行う取締役 会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約 権1個につき行使金額1円を想定しております)すること、または当社 が新株予約権を取得することと引き換えに普通株式を交付することによ り、当社新株を取得できますので、株主名簿への記録が適切に行われて いる限り、行為者以外の当社株主や投資家の皆様に不測の損害を与える 要素はないものと考えます。もっとも、新株予約権の譲渡は制限されて いるため、新株予約権の行使または新株予約権の当社による取得の結果 株主の皆様に当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に 当社株式の記録が行われるまでの期間、当該株式の譲渡を行うことはで きず、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性があ る点にご留意ください。なお、行為者を除く当社株主や投資家の皆様に 不測の損害を与えないためには会社法および社債、株式等の振替に関す る法律の規定に従って所定の基準日までに株主名簿への記録を完了して いただくことが必要となりますが、必要な措置を発動する場合には、行 為者を含む当社株主や投資家の皆様およびその他の関係者に不測の損害 が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で 対処いたします。

また、当社取締役会が第三者委員会の審議・勧告を受けてまたは自ら必要な措置の発動の是非について株主総会において審議することを決定した場合には、当該株主総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の基準日を設けることとなりますので、当該基準日までに株主名簿への記録を完了していただくことが必要となります。

なお、当社取締役会が、必要な措置の発動を変更または撤回した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。この場合、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんが、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 第三者委員会

当社は本対応方針が経営者の保身等の目的で運用されることを防ぐため、当社経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会が中立かつ公平に必要な措置の発動の適正性または当社株主総会における審議の必要性を審議・勧告し、当社取締役会は、第三者委員会の勧告をふまえて当社株主総会への付議を含めた発動についての最終的な決定をすることとしております。

第三者委員会の委員は当社と特別な利害関係を有しない等、当社経営 陣から独立していることを確保する一定の条件を満たす者の中から当社 取締役会が選任することとしております。

(詳細は【別紙3】第三者委員会設置要領のとおりであります)

以上

【別紙1】

当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドライン

このガイドラインは、(i)当社が発行者である株券等⁸について、行為者および行為者グループ⁹の株券等保有割合¹⁰の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等¹¹について、公開買付け¹²に係る株券等の株券等所有割合¹³および行為者の特別関係者¹⁴の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、「買収行為」という)を行うまたは行おうとする者(以下、「行為者」という)に適正に対応するための当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針(以下、「本対応方針」という)の内容、手続および運用指針を定めたものである。

1. 必要な措置の発動の条件

第三者委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと 判断する場合を除き、必要な措置の発動または必要な措置の発動について当社 株主総会において審議すべき旨を勧告することができるものとする(ただし、 株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを 比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る)。当社取締 役会は、第三者委員会より必要な措置の発動をすべき旨の勧告を受けた場合ま たは当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、必要な 措置を発動することができるものとする。

- (1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- (2) 濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

(1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、買収行為を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

¹¹ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

¹³ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

¹⁴ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

(2) 買収行為に対する第三者委員会の意見形成のため、行為者は、第三者委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【第三者委員会が求める情報】

- ・行為者および行為者グループの概要
- ・買収提案の目的、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者 の名称および概要
- ・ 行為者が意図する経営方針および事業計画
- ・行為者の経営方針および事業計画が当社株主に与える影響とその内容
- ・その他、第三者委員会が評価にあたり必要とする情報
- (3) 第三者委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了するまでは、 行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買収

上記1. (2) の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合、当該買収行為を意味する。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、 当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分 させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時 的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする 点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(※)により株主に株式の売却を事実上強要する虞がある行為
 - (※) 強圧的二段階買収:最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二 段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしな いで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

① 第三者委員会が当社取締役会を通じて行為者に対して情報提供を求める 場合

最初の情報提供要求 買収提案から10営業日以内

追加の情報提供要求 直近の情報要求から10営業日以内

② 行為者の情報提供期限 当社の要求から3営業日以内 ただし、当社が求める情報の内容によっては、3営業日以上10営業日以 内で別途期限を指定することがある。

行為者が3営業日以内または当社が別途指定した期限内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。

③ 行為者による買収行為を評価する期間

第三者委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した日から起算して

(a) 行為者が当社が発行する株券等のすべての買付けを行う場合で、かつ 買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内

(b) (a) 以外の場合

原則として90日以内(ただし、 買収提案の内容によっては、必 要に応じ最大30日間を限度とし て延長することがある。かかる 場合には適宜その旨および延長 を必要とする理由を開示する)

5. 株主総会における審議・承認

当社取締役会は、第三者委員会より必要な措置の発動の是非について、当社株主総会において審議すべき旨の勧告を受けた場合または取締役会自ら必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議すべきであると判断した場合、必要な措置の発動の是非を株主総会で審議するために、開催が予定されている株主総会において必要な措置の発動に関する議案を上程するための手続または臨時株主総会を開催するための基準日の設定および招集手続等の必要な手続を行う。

6. 情報開示、代替案提示

行為者が出現した場合、第三者委員会から必要な措置の発動もしくは不発動の勧告または当社株主総会において審議すべき旨の勧告があった場合、当社取締役会が必要な措置の発動もしくは不発動を決議する場合または第三者委員会の勧告を受けてもしくは自らの判断により必要な措置の発動について当社株主総会において審議することとした場合、必要な措置の発動を撤回する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、およびその他法令または金融商品取引

所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を開示し、行為者との間で提供情報内容に関連した条件交渉を行い、株主に対して当社の意見、代替案を提示する。

7. 必要な措置の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、新株予約権の概要【別紙2】によるものと する。

8. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会は必要な措置の発動後の行為者の対応によっては、再度、必要な措置の発動を決定することを含めて当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な措置を講じる。

9. 必要な措置の発動

(1) 発動の決定

必要な措置の発動の際には次の手続を経るものとする。

- ① 当社取締役会が第三者委員会に必要な措置の発動の適否を諮問する。
- ② 第三者委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に必要な措置の発動の 適否または必要な措置の発動の是非を当社株主総会において審議すべき 旨を勧告する。
- ③ 当社取締役会が第三者委員会の審議・勧告または当社株主総会の審議の 結果をふまえて、最終的に決定する。

(2) 発動の撤回

当社取締役会は必要な措置の発動を決定した場合でも新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)には必要な措置の発動の撤回をすることができる。具体的には、新株予約権無償割当ての効力発生日の前日までに必要な措置の発動を撤回した場合には、その時点で新株予約権無償割当てを中止する。これに対し、新株予約権無償割当ての効力発生後、権利行使期間の始期の前日までの間に必要な措置の発動を撤回した場合には、当社が新株予約権を無償にて取得する。

また、第三者委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に必要な措置の発動の撤回を勧告することができる。この場合、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限尊重のうえ最終的に発動の撤回を決定する。

10. 必要な措置の発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は必要な措置を発動しない。

- ① 行為者が公開買付けを公告し、またはその他適切な方法により買付けを 公表したうえで、当社が意見表明、代替案提示、必要な措置の発動など の対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、 行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合(明 自な株主意思の尊重)
- ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者 による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合

11. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、導入(継続を含む)後、導入(継続を含む)した 事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとし、当該定時株主総会において 株主に本対応方針の継続、見直し、廃止を諮る。

12. 本対応方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本対応方針は見直しまたは 廃止される。

- ① 臨時株主総会において見直しまたは廃止に過半数の賛成があったとき
- ② 当社取締役会において過半数の取締役が出席し、出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき
- ③ 今後の法改正、金融商品取引所規則の改正その他、いわゆる敵対的買収 防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本 対応方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき

13. 第三者委員会

第三者委員会の構成等については、第三者委員会設置要領【別紙3】による ものとする。

以上

新株予約権の概要

本対応方針ガイドライン第7項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収提案および買収行為に対して、当社の企業価値および株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権無償割当てを実施する。

2. 割当て方法

必要な措置の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会に おいて決定される基準日(以下、「基準日」という)の最終の株主名簿に記録さ れた株主に対し、その保有株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除 く)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数 (ただし、当社の保有する当社普通株式を除く)とし、新株予約権無償割当てを 決議する当社取締役会において決定する。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という)は、原則として1株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 株式の分割または併合等による調整

新株予約権無償割当ての効力発生後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率 その他、当社が新株予約権無償割当てを行う場合等対象株式数の調整が必要な場合には、所要の調整を行う。

- 5. 新株予約権の払込金額 無償
- 6. 各新株予約権の行使に際して出資される金額 1円に対象株式数を乗じた額

7. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1(1円未満は切り上げ)の額とし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、行為者による当社に対する買収提案または買収行為がなされ、本対応方針に従い、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 行為者
 - ② 行為者グループ
 - ③ 行為者の共同保有者
 - ④ 行為者の特別関係者
 - ⑤ 行為者の当社株式の議決権共同行使可能者
 - ⑥ 上記①ないし⑤の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受けもしくは承継した者(当初の新株予約権者から法令に従い下記10.に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む)
- (3) 次の①ないし⑩に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑩に定めるところによる。
 - ① 「本対応方針」とは、当社の平成18年5月9日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針(その後の継続・改定を含む)をいう。
 - ② 「行為者」とは、買収提案を行う者または買収行為を行うもしくは行おうとする者をいう。
 - ③ 「買収提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、行為者および行為者グループの株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合および行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
 - ④ 「行為者グループ」とは、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。 その後の改正を含む。以下同じ)第27条の23第3項に基づき金融商品取

引法第27条の23第1項に規定する保有者に含まれる者をいう。

- ⑤ 「買収行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、行為者および行為者グループの株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、行為者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合および行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
- ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に 規定する株券等をいう。
- ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定 する株券等をいう。
- ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

9. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当ての効力発生日以後、当社取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という)をもって、取得日の前日までの間に未行使の新株予約権(ただし、上記8.(2)により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く)の全部を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付する。
- (2) 当社取締役会は新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)には、当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドラインの定めるところに従い、取得日をもって、取得日の前日までの間に未行使の新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。

なお、この場合、当社は一定の事前通知期間を定めたうえで無償取得を実施するなど、権利未行使の株主に不測の損害が生じることのないよう、適切な措置を講じる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

11. その他

新株予約権無償割当ての効力発生日、新株予約権の行使期間等のその他の新 株予約権無償割当てに必要な事項については、新株予約権無償割当てを決議す る当社取締役会において定める。

以上

第三者委員会設置要領

1. 設置

第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成

- (1) 第三者委員会は3名以上の委員により構成される。
- (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、 社外監査役または外部の有識者等から委員を選任する。
- (3) 当社取締役会が委員として選任する者は以下の事項のすべてを満たす者で なければならない。
 - ① 現在または過去において当社および当社の子会社または関連会社(以下、 総称して「当社グループ」という)の取締役または監査役等になったこ とがない者(社外取締役および社外監査役を除く)
 - ② 現在または過去における当社グループの取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締 役または監査役等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査役等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者、および、これらに相当する有識者)

3. 委員の選解任等

第三者委員会の委員の選解任は当社取締役会の決議によりこれを行う。

なお、社外取締役および社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、第三者委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 第三者委員会の招集

当社代表取締役および各委員は、いつでも第三者委員会を招集することができる。

5. 第三者委員会の役割

第三者委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して必要な措置 を発動することの是非または必要な措置の発動の是非について当社株主総会に おいて審議することの要否を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に 勧告する。

その他、第三者委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に 関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は第三者委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

6. 第三者委員会の決議

第三者委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の替成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由があるときは、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 第三者委員会に対する助言

第三者委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公 認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助 言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

以 上

第三者委員会委員略歴

本定時株主総会において株主の皆様から本対応方針の継続を承認していただい た場合、次の3名が第三者委員会の委員に就任する予定であります。

なお、各委員の任期は、本定時株主総会の終結の時から平成24年6月開催予定 の当社第40回定時株主総会の終結の時までといたします。

各委員候補者の略歴は次のとおりであります。

奥野 正寛 (昭和22年1月6日生)

昭和48年8月 米国ペンシルヴァニア大学経済学部客員講師

昭和49年8月 米国イリノイ大学シャンペイン・アーバナ校経済学部助

教授

昭和52年9月 横浜国立大学経済学部助教授

昭和59年4月 東京大学経済学部助教授

平成元年4月 東京大学大学院経済学研究科教授

平成18年5月 当社第三者委員会委員(現任)

平成22年4月 流通経済大学経済学部教授(現任)

吉森 照夫 (昭和20年7月23日生)

昭和49年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

昭和49年2月 長塚法律事務所入所

昭和55年5月 吉森法律事務所所長(現任)

平成18年5月 当社第三者委員会委員(現任)

磯部 正昭 (昭和16年5月19日生)

昭和45年3月 公認会計士登録

昭和55年5月 昭和監查法人(現:新日本有限責任監查法人)社員

昭和63年5月 同法人(現:新日本有限責任監査法人)代表社員

平成4年6月 同法人(現:新日本有限責任監査法人)常任理事

平成12年5月 同法人(現:新日本有限責任監査法人)副理事長

平成18年7月 磯部公認会計士事務所所長(現任)

平成18年8月 特殊法人日本自転車振興会(現:財団法人JKA)監事

(非常勤) (現任)

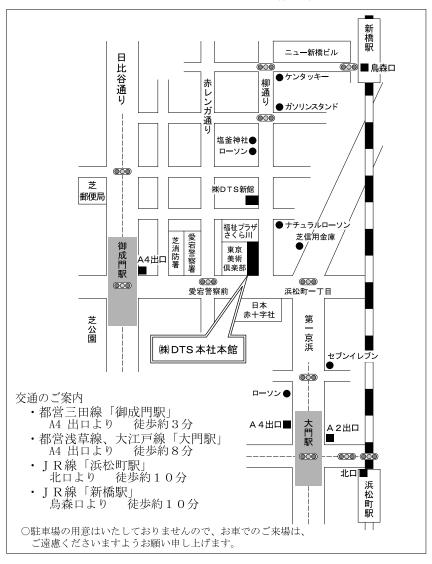
平成19年6月 埼玉りそな銀行監査役(非常勤)(現任)

平成20年6月 当社第三者委員会委員(現任)

以上

第39回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋六丁目19番13号 株式会社DTS 本社本館 9 階会議室 電話 03 (3437) 5488 (代表)



株主各位

東京都港区新橋六丁目19番13号 株式会社 DTS 代表取締役社長 西田 公一

「第39回定時株主総会招集ご通知」 記載事項の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、同封にてお送り申しあげました当社「第39回定時株主総会招集ご通知」の添付資料である連結計算書類において、記載事項の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正箇所については、下線で示しております。

敬具

記

【訂正箇所】

「第39回定時株主総会招集ご通知」 36ページ

連結計算書類

連結注記表

(金融商品に関する注記)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(訂正前) (単位:千円)

	連結貸借対照表計 上 額	(時 価) ((注)1. を参照)	(差	Đ)
(3) 投資有価証券	<u>1, 392, 761</u>	1, 392, 761		
資産計	22, 403, 914	22, 403, 914		

(訂正後) (単位:千円)

11 1				
	連結貸借対照表 計 上 額	(時 価) ((注)1.を参照)	(差	額)
(3) 投資有価証券	<u>1, 311, 906</u>	<u>1, 311, 906</u>		
資産計	22, 323, 059	22, 323, 059		